

岩淵町のまちづくりについて 一緒に考えてみよう!!



～まちづくり協議会にご参加下さい～

岩淵地区では、北区と岩淵町にお住まいの方が中心となって「岩淵町まちづくり協議会」活動を行っています。以下では、「岩淵町まちづくり協議会」の活動内容について、ご紹介いたします。

【年間スケジュール（仮）】

6月12日	第14回定例会
9月頃	第15回定例会
11月初旬	防災イベント（予定）
2月頃	第16回定例会

※イベントの準備状況等により内容を変更する可能性があります。

※変更がある場合は協議会およびまちづくりニュースにてお知らせいたします。

【過去の開催風景】



【岩淵町まちづくり協議会って?】

Q 「岩淵町まちづくり協議会」って何をするの?

A 地域の人と行政が連携し、主に防災をメインとしたまちづくりについて、検討する会議です。まちづくり協議会（主に平日夜開催）への出席や、防災イベント等の企画・当日の運営にご協力いただきます。

Q 参加資格はあるの?

A ・岩淵町に居住する方
・岩淵町のまちづくりやイベントの企画運営に興味・関心がある方

Q 応募は必要なの?

A 不要です。当日ご参加ください。協議会やイベント等の詳細については、まちづくりニュースでお知らせする予定です。

岩淵町まちづくりニュース

発行：北区防災まちづくり担当課

第18号
2025年5月

岩淵町まちづくりニュースは岩淵町でのまちづくりについて、広くお知らせするため、岩淵町のみなさまに全戸配布しています。

岩淵町まちづくり協議会 第14回定例会 を開催します!

岩淵町まちづくり協議会 第14回定例会を下記のとおり開催いたします。今年度の活動内容についての意見交換、区の制度紹介、事業の進捗報告等を行う予定です。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

日時 令和7年 6月 12日（木） 19:00～

会場 北区立岩淵小学校体育館（北区岩淵町6-6）

内容 今年度の活動内容について、区の制度紹介、事業の進捗報告等

持ち物 上履き・外靴を入れる袋・筆記用具



★岩淵地区のまちづくりの内容は北区のHPからもご覧頂けます。

岩淵地区のまちづくり [検索](#)



★事務局問い合わせ先

東京都北区防災まちづくり担当部 防災まちづくり担当課 担当:齋藤、杉尾、森岡

【TEL】03-3908-9162

防災イベント振り返りアンケートの結果

第13回定例会では、防災イベントの振り返りに関するアンケートを実施した後、そのアンケートの回答をもとにワークショップ形式で意見交換を行いました。アンケートの結果と各グループの意見交換の要旨は以下のとおりです。

●アンケートの結果

【次回も実施してみたいプログラム】

- ・避難所体験
- ・アルファ米・紙食器づくり
- ・煙体験ハウス など

【今後のイベントで重視したいもの】

- ・町会や消防団の活動PR
- ・日常のまちづくりにつながるイベント
- ・近隣の学校や施設と連携・協力体制をつくっていきけるようなイベント など



●A班の意見交換の内容（一部抜粋）

芋煮配布などの食事提供は次回も実施したい。VRゴーグルやペットボトルランタン工作など好評だったものは継続してほしい

よりリアルな避難所体験や一斉集団避難訓練、避難ルートを歩いてみる、ゲストスピーカーを呼ぶなど、他の協議会がやっていることを積極的に取り入れたい

次回以降のイベントは小学校高学年以上の子どもたちにも携わってほしい



●B班の意見交換の内容（一部抜粋）

ペットボトルランタンや煙体験は人気があり、被災時を想定できるのでまたやりたい

災害時は、地震だけでなく、水害も考えられる。資料映像等を見て、実際のルートで避難所まで歩くのは良いと思う

避難生活も大事だが、まずは助かるための行動や知識を知りたい



『燃え広がらない・燃えないまち』を目指して！

不燃化特区制度 ～助成制度のご案内～

助成金を受け取るには
令和8年1月30日までに
事業完了届の提出が
必要です



北区では、「木造住宅密集地域」を「燃え広がらない・燃えないまち」へと改善を図るため、志茂一丁目～五丁目（河川区域を除く）および岩淵町1～37の区域において、東京都より不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定を受け、重点的・集中的な取り組みを進めてきました。助成制度の一部をご紹介します。

①老朽建築物の除却

助成金額

最大160万円

※除却に要した費用（税抜）と、区が定める単価を用いて算出した金額を比較し、少ない額を助成します。

■助成の対象となる建築物

★耐用年数2/3を経過している老朽建築物

木造	RC	鉄骨造
15年	32年	13-23年

【参考：法定耐用年数】

■助成の対象となる方

- ★老朽建築物の所有者またはその土地の所有者
- ★個人又は中小企業者等であること（不動産売買又は不動産貸付の業務を行う企業を除く）
- ★住民税（中小企業者等である場合は、法人住民税）を滞納していないこと

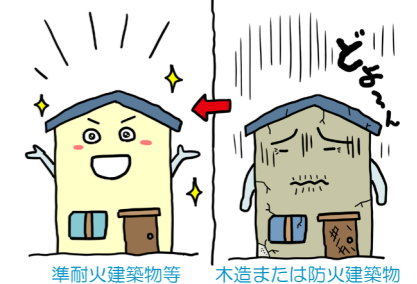
②耐火性能の高い建築物への建替

準耐火建築物等または耐火建築物等を建築する場合、建築設計費・工事監理費・建築工事費の一部を助成します。

- 一般建替え 準耐火：80万円 耐火90万円
- 共同建替え
1.準耐火：200万円 耐火450万円
2.住宅部分にかかる設計・監理料の2/3の額
※いずれか少ない額

+

従前の建築物より耐火性能の高い建築物に建替えた場合
加算して助成します。



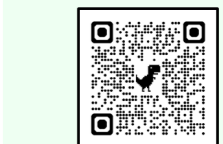
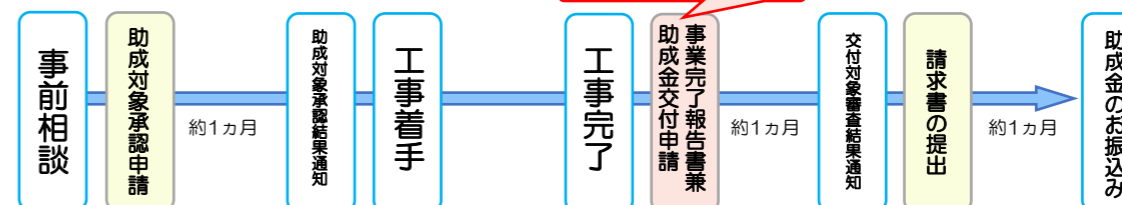
■助成の対象となる建築物

- ★耐火建築物等又は準耐火建築物等
- ★周辺の環境に配慮した形状、色彩
- ★敷地が65㎡以上 ※緩和条件があります
- ★仮設建築物でない
- ★当該地に定められている地区計画に適合する

■助成の対象となる方

- ★5年以内に①の除却助成を受けた者
- ★個人事業主又は中小企業者
- ★新築する建築物の建築主
- ★新築する建築物の所有者
- ★住民税を滞納していない者

各種手続きの流れ



不燃化特区制度に関するホームページ